

一般財団法人福井県建築住宅センター
次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福井県建築住宅センター次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センターが実施する次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務規程第11条に規定する次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

1 一戸建て住宅又は店舗併用住宅の一住戸（住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗・事務所等）の床面積より大きい場合に限る）

証明基準	区 分	税率	税率
		8%	10%
断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費 量等級4以上	(1) 型式住宅部分等製造者認証 ^{※1} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	5,400	5,500
	(2) 住宅型式性能認定 ^{※2} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	10,800	11,000
	(3) 上記(1)及び(2)以外の場合で外皮面積計算書によるUA値等の審査が必要となる場合	32,400	33,000
	(4) 平成28年1月28日告示266号による仕様規定、もしくは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会または国立研究開発法人建築研究所の「木造戸建て住宅(当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法)」で計算をした場合	16,200	16,500
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 又は 免震建築物	(1) 型式住宅部分等製造者認証 ^{※1} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	5,400	5,500
	(2) 住宅型式性能認定 ^{※2} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	10,800	11,000
	(3) 許容応力度計算等により証明基準による場合	37,800	38,500
	(4) 評価方法基準第5の1の1-1(3)ホの仕様規定により証明基準による場合（許容応力度計算書が不要）	32,400	33,000
高齢者等配慮対策等級3以上	(1) 型式住宅部分等製造者認証 ^{※1} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	5,400	5,500
	(2) 住宅型式性能認定 ^{※2} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	10,800	11,000
	(3) 上記(1)及び(2)以外の住宅	16,200	16,500
劣化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2 以上(共同住宅・長屋については、一定の更新対策必要)	(1) 型式住宅部分等製造者認証 ^{※1} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	5,400	5,500
	(2) 住宅型式性能認定 ^{※2} （証明基準をみたすものに限り）を受けている場合	10,800	11,000
	(3) 上記(1)及び(2)以外の住宅	16,200	16,500

- ※1 「型式住宅部分等製造者認証」及び※印2「住宅型式性能認定」とは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定によるものとする。
- ※2 共同住宅の場合には、一住戸毎に上記料金とする。
- ※3 証明基準が耐震性で、限界耐力計算等の許容応力度計算以外の計算方法による場合、および「型式住宅部分等製造者認証」及び※印2「住宅型式性能認定」以外の免振住宅は、業務範囲とする。
- ※4 業務規程第6条の計画の変更に係る申請料金は、上記金額の半額とする。
- ※5 郵送による申請の場合には、別途2,000円(税別)を加算とする。
- ※6 再発行申請による証明書の手数料は、別途2,000円(税別)とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。